

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年5月29日(月) 午前9時33分から午前10時40分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p><b>【農業委員(出席14名、欠席5名)】</b>  出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員</p> <p>欠席：3番大島博委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p><b>【農地利用最適化推進委員】(出席要請無)</b></p> <p style="text-align: right;">(以上 出席14名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局長、井上同次長、中村同係長、伊藤同主査、林同主査、木嶋主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	2番 委員 片山 敏隆
	4番 委員 恩田 正平

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて  
No.1～No.2 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No.2 1件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.3～No.5 3件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No.801～No.802 2件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3004～No.3006 3件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5002～No.5008 7件

議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.52～No.74 23件

議 第4号 農用地利用集積等促進計画案について  
No.1～No.7 7件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

- 6月30日（金） 16：30～ 市民会館3階 会議室

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員の5名です。                      定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;                      報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて報告を求めます。</p>
伊藤主査	<p>報告いたします。                      1番浦本地区、中宿地内の2筆187㎡について資材置場となっております。                      2番大和川地区、厚田地内の1筆7.84㎡について住宅敷地となっております。</p>
議長	<p>以上で、報告を終わります。                      只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。                      [「なし」と呼ぶものあり]</p>

議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b>  報告第2号 農地の休耕及び増反届について報告を求めます。  報告いたします。  2番浦本地区、間脇地内の2筆459㎡について労力不足のため休耕するものです。  以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。  〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b>  報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。  報告いたします。</p>
議長	<p>3番下早川地区、日光寺地内の1筆1,429㎡について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。  4番上早川地区、越地内の1筆1,100㎡について耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。  5番西海地区、釜沢地内の3筆1,984㎡について耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。  以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。  〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p><b>&lt;報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b>  報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について報告を求めます。  報告します。</p>

	<p>801 番上早川地区、大平地内の3筆2,967㎡について嵩上げしたいものです。地図No.1をご覧ください。申請地は、市道湯川原線笹倉温泉の近くの場所でございます。令和4年6月に一部嵩上げ届を受けたもので、図面の①から⑦までありますが、昨年④から⑦まで届出を受けており、今回はそのうちの③の申請となります。隣接する農道の高さを合わせて、農地としての利便性の向上を図りたいものです。</p> <p>802 番能生地区、桜木地内の1筆202㎡について嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道栄桜木中央線のそばでございます。隣接地の宅地造成計画により高低差が生じるため、工事を実施し畑として利用したいものです。</p>
議長	<p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長 議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。</p> <p>3004 番西海地区、田中地内の1筆1,119㎡について遺贈となります。地図No.3をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。譲渡人は、譲受人への遺贈をする旨の自筆証書遺言を遺しております。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ともに問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3005 番西海地区、田中地内の1筆404㎡について、所有権移転による贈与です。地図No.4をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸</p>

	<p>魚川線沿いの場所でございます。申請地を耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の所有農機具、農作業従事の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件とともに問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3006番西海地区、平牛地内の1筆84㎡について、所有権移転による売買となります。地図No.5をご覧ください。申請地は、市道宮下線沿い奥の場所です。譲渡人は、今後耕作をする予定がないため譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、所有農機具、農作業従事の状況、農地法第3条第2項第7号の地域調和要件とともに問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）についても該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 松澤委員	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>3004番は親戚関係、3005番は兄妹関係、3006番についてはすでに譲受人が借りて耕作している土地を買い上げて耕作するので特に問題はありません。</p>
議長	<p>その他ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。</p> <p>5002番大和川地区、大和川地内の2筆306㎡について住宅敷地のための転用です。地図No.6をご覧ください。申請地は、市道桜ヶ丘南6号線沿いの場所でございます。譲受人は現在アパートに居住している</p>

が、手狭になったため住宅を新築したいもので使用貸借権設定永年です。農地の区分は、エ(ア)-c(土地区画整理事業の施行区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5003 番糸魚川地区、東寺町2丁目地内の1筆359㎡について、住宅敷地の転用です。地図No.7をご覧ください。

申請地は、糸魚川東小学校そばの市道中断道線沿いになります。譲受人は、今後の生活の利便性を考え、申請地に住宅を新築したいもので所有権移転による売買です。農地の区分は、エ(ア)-b(c)(都市計画法の用途地域、第1種中高層住宅専用地域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5004 番大野地区、大野地内の1筆569㎡について、農家住宅敷地のための転用です。地図No.8をご覧ください。申請地は、国道148号線沿いの場所です。譲受人は、現在実家で同居しているが手狭になったため住宅を新築し、農業用機械置場も整備したいものです。使用貸借権設定永年です。農地の区分は、カ(ア)(農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5005 番根知地区、山寺地内の1筆919㎡について、墓園及び駐車場敷地のための転用です。地図No.9をご覧ください。

申請地は、山寺の金蔵院そばになります。譲受人は、安全に参拝できる環境を整えるため、墓園と駐車場敷地を新設したいもので所有権移転代物弁済です。農地の区分は、カ(ア)(農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5006 番能生地区、桜木地内の3筆914㎡について、宅地造成のための転用です。地図No.2をご覧ください。申請地は、市道栄桜木中央線沿いになります。譲受人は、宅地4区画を造成したいもので使用貸借権設定の永年です。農地の区分は、農地の区分は、エ(ア)-b(c)(都市計画法の用途地域、第2種中高層住宅専用地域。)に該当し、資力及び信



	<p>用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5007 番能生地区、桜木地内の2筆 660 m<sup>2</sup>について、宅地造成のための転用です。地図No.2をご覧ください。</p> <p>申請地は、市道桜木南北線沿いになります。譲受人は、宅地3区画を造成したいもので所有権移転による売買です。農地の区分は、エ-（ア）-b-（c）（都市計画法の用途地域、第2種中高層住宅専用地域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5008 番青海地区、田海地内の1筆 291 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための転用です。地図No.10をご覧ください。譲受人は、申請地を借り受け住宅を新築したいもので使用貸借権設定の永年です。農地の区分は、エ-（ア）-b-（c）（都市計画法の用途区域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔地区担当委員より「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、23件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員の退室を求めます。</p>
議長 林主査	<p>〔恩田委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。</p>

	<p>54 番下早川地区、田屋地内の1筆 359 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
議長	<p>63 番上早川地区、中川原新田、大平地内の16筆 12,288 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。      只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。      〔「なし」と呼ぶものあり〕      異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p>〔恩田委員の入室〕      つづきまして、残りの案件を審議します。      説明いたします。</p>
	<p>52 番下早川地区、東海地内の3筆 1,625 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
	<p>53 番下早川地区、田屋地内の2筆 3,248 m<sup>2</sup>について更新となります。</p>
	<p>55 番下早川地区、上覚地内の1筆 731 m<sup>2</sup>について更新となります。</p>
	<p>56 番下早川地区、日光寺地内の1筆 1,315 m<sup>2</sup>について更新となります。</p>
	<p>57 番下早川地区、日光寺地内の1筆 1,429 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
	<p>58 番下早川地区、滝川原地内の1筆 1,120 m<sup>2</sup>について更新となります。</p>
	<p>59 番下早川地区、滝川原地内の2筆 225 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
	<p>60 番下早川地区、谷根地内の2筆 1,243 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
	<p>61 番下早川地区、谷根内の7筆 5,910 m<sup>2</sup>について更新となります。</p>
	<p>62 番下早川地区、五十原地内の2筆 2,336 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
	<p>64 番西海地区、来海沢地内の4筆 2,875 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>
	<p>65 番西海地区、真光寺地内の1筆 1,471 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。</p>

<p>議長</p>	<p>66 番糸魚川地区、横町4丁目地内の2筆1,034㎡について新規となります。この方はベトナムの方になります。</p> <p>67 番根知地区、大神堂地内の1筆1,503㎡について規模拡大となります。</p> <p>68 番能生谷地区、大平寺地内の1筆182㎡について更新となります。</p> <p>69 番能生谷地区、高倉地内の2筆2,224㎡について規模拡大となります。</p> <p>70 番能生谷地区、高倉地内3筆5,005㎡について規模拡大となります。となります。</p> <p>71 番から74 番については、公社を通じての一括契約となります。</p> <p>71 番と73 番、借受人は根知地区の有限会社やる米花農業、貸出人は大野地区の大牧さんで大野地区、大野地内の1筆1,867㎡となります。</p> <p>72 番と74 番、借受人は根知地区の株式会社小田島建設、貸出人は大野地区の田原さんで根知地区、別所地内の2筆2,548㎡となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長 米原委員</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>66 番の借受人はベトナムの方ですが、やる気が十分な方です。意義ありません。</p>
<p>議長 荻野委員</p>	<p>その他ございますか</p> <p>71 番、73 番意義ありません。なお、この田は新舟地域で基盤整備事業を行っており、今年の春に一部作付可能となりました。その時にやる米花農業と大牧さんが貸借契約をしておらず休耕田となっていました。再生され、今回このような集積となりました。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>その他ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長 林主査	<p>&lt;議第4号 農用地利用集積等促進計画案について&gt;</p> <p>議第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明を求めます。 説明いたします。法改正により、これまで配分として行っていた制度がなくなり令和5年4月以降は、新方式である促進計画により農業委員会の意見聴取が必要となったものです。令和5年度、6年度は強化法による相対の集積は経過措置として残りますが、移転に関しては促進計画により行うこととなりましたので、今後の移転についてはこのように議案として提出する予定です。</p> <p>議案の13ページをご覧ください。中間管理機構による移転となりますので、借受人のみの説明です。</p> <p>1 借受人は大野地区の水島さん、大野地内の1筆1,014㎡について移転するものです。</p> <p>2 借受人は大野地区の山岸さん、大野地内の3筆2,343㎡について移転するものです。</p> <p>3 借受人は大野地区の吉田さん、大野地内の10筆6,098㎡について移転するものです。</p> <p>4 借受人は大野地区の松澤さん、大野地内の4筆3,900㎡について移転するものです。</p> <p>5 借受人は根知地区の佐藤さん、東中地内の3筆8,894㎡について移転するものです。</p> <p>6 借受人は根知地区の株式会社TAKASE、大工屋敷、別所地内の4筆3,935㎡について移転するものです。</p> <p>7 借受人は根知地区の山本さん、山寺地内の3筆8,319㎡について移転するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>促進計画について、もう一度説明をお願いします。</p> <p>これまで配分ということで説明していた制度がなくなり、新方式に変更し、促進計画で農業委員会の意見聴取が必要になったというものです。耕作者の移転については、こちらの促進計画でやらなければならなくなったということになります。</p> <p>中間管理事業で途中変更する場合、促進計画で変更しますというこ</p>
議長	
片山委員 林主査	
片山委員	

<p>林主査 議長 片山委員 議長 議長</p>	<p>とでまとめて農業委員会に意見聴取するということでしょうか。 はい。 よろしいでしょうか。 はい。 その他ございますか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
<p>議長 議長</p>	<p><b>日程第4＝その他</b> <b>次回農業委員会の日程について</b> ・6/30(金) 午前16:00～ 市民会館3階 会議室 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>